

総務・企業常任委員会資料  
平成25年(2013年)10月2日(水)  
知事直轄組織広報課

平成25年度9月補正予算  
主 な 事 業 概 要  
(台風18号災害関連)

知事直轄組織

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明																									
<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災行政推進費</p>	<p>240,000 (2,330,632)</p> <p>⊖ 240,000</p>	<p>1 平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金 240,000</p> <p>台風18号により被災した県民が早期に安定した生活を再建することにより、地域社会の崩壊を防止し、その活力を取り戻すため、被災者生活再建支援法〔制度〕の対象とならない被災者を支援する県独自の被災者生活再建支援制度を創設し、被災者の生活再建に要する経済的負担の軽減を図る。</p> <p>0 → 240,000</p> <p>※制度の概要</p> <p>①被災した住宅に対し、一定額を支給（基礎支援）</p> <p>②再建を行う住宅に対し、①に追加で支給（再建支援）</p> <table border="1" data-bbox="691 853 1378 1440"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基礎支援 (支給額)</td> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">再建支援 (支給限度額)</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修(床上)</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(床上)</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>			金額	基礎支援 (支給額)	全壊	100万円	解体	100万円	大規模半壊	50万円	半壊	35万円	床上浸水	25万円	再建支援 (支給限度額)	建設・購入	200万円	補修	100万円	補修(床上)	25万円	賃借	50万円	賃借(床上)	25万円
		金額																									
基礎支援 (支給額)	全壊	100万円																									
	解体	100万円																									
	大規模半壊	50万円																									
	半壊	35万円																									
	床上浸水	25万円																									
再建支援 (支給限度額)	建設・購入	200万円																									
	補修	100万円																									
	補修(床上)	25万円																									
	賃借	50万円																									
	賃借(床上)	25万円																									

# 平成 25 年台風 18 号滋賀県被災者生活再建支援金(案)の概要

平成 25 年 10 月 滋賀県防災危機管理局

## 1 制度の趣旨

滋賀県内において、平成 25 年台風 18 号により生活基盤に著しい被害を受けた県民に対し、その生活の再建を支援し、生活の安定と被災地域の速やかな復興に資することを目的とする。

※ 被災者生活再建支援法が適用されない自然災害を対象とするとともに、今回多数発生しているものの、同法が対象としない半壊および床上浸水を対象に加えて支援を行う。

## 2 対象となる自然災害

平成 25 年台風 18 号による被害

## 3 対象となる被災世帯

大津市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市および竜王町(7市1町)が対象(H25.9.30現在)

平成 25 年台風 18 号により

- ① 住宅が全壊した世帯(「全壊世帯」)
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(「解体」世帯)
- ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(「大規模半壊世帯」)
- ④ 住宅が半壊した世帯(「半壊世帯」)
- ⑤ 住宅が床上浸水した世帯(「床上浸水世帯」)

## 4 支援金の交付額

(県が 10/10 負担)

交付額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 4 分の 3 の金額)

### ① 住宅の被害程度に応じて交付する支援金(「基礎支援金」)

住宅の被害の程度	全壊世帯 (3①に該当)	解体世帯 (3②に該当)	大規模半壊世帯 (3③に該当)	半壊世帯 (3④に該当)	床上浸水世帯 (3⑤に該当)
交付額	100万円	100万円	50万円	35万円	25万円

### ② 住宅の再建方法に応じて交付する支援金(「加算支援金」)

住宅の再建方法	建設・購入	補修		賃借(公営住宅以外)	
			床上浸水世帯		床上浸水世帯
交付限度額	200万円	100万円	25万円	50万円	25万円

※ 住宅の再建に実際に要する金額と各該当欄の金額を比較して低い方の金額を交付

※ 県内において住宅再建を行った世帯のみ対象

※ 建設・購入は、全壊世帯、解体世帯または大規模半壊世帯のみ対象

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で 200(または 100 もしくは 25)万円

## 5 支援金の交付申請

■ 申請窓口 市町(※ 要調整)

■ 申請書類 ①基礎支援金: 申請書、住民票、リ災証明書、口座番号の分かる書類等  
②加算支援金: 申請書、契約書(住宅の購入・補修、賃借等)の写し等  
※ 住宅再建後、実績報告書および領収書の写し等の提出が必要